



2022年3月24日

各位

会社名株式会社ホープ
 代表者名 代表取締役社長兼CEO 時津孝康
 (コード番号: 6195 東証マザーズ・福証 Q-Board)
 問合せ先 取締役 CFO 大島研介
 (TEL. 092-716-1404)

決算期の変更に伴うストック・オプション（新株予約権）の行使条件変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年3月24日に開催した臨時株主総会における「定款一部変更の件」の承認により決算期が変更となることに伴い、下記のとおり、ストック・オプション（新株予約権）の行使条件を変更することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

過去に発行した当社のストック・オプション（新株予約権）について、決算期が6月末から3月末に変更となることに伴い、変更前の条件内容を維持する目的で、変更後の決算期に合わせてその行使条件を合理的に変更するものであります。

2. 行使条件を変更する新株予約権

- (1) 株式会社ホープ 第8回新株予約権（2020年8月11日取締役会決議、当社従業員を対象とした有償ストック・オプション）
- (2) 株式会社ホープ 第10回新株予約権（2021年4月30日取締役会決議、当社従業員を対象とした有償ストック・オプション）

3. 変更の内容

（下線部分は変更箇所を示しております。）

	変更前	変更後
株式会社ホープ 第8回新株予約権	⑥ 新株予約権の行使の条件 (i) 本新株予約権の保有者（以下、「新株予約権者」という。）は、当社の2021年6月期乃至2023年6月期に係る有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成しない場合は、損益計算書とする。）における営業利益に本新株予約権に関連する株式報酬費用の金額を加算した金額（以下、「基準営業利益」という。国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。以下同じ。）の水準が下記に掲げ	⑥ 新株予約権の行使の条件 (i) 本新株予約権の保有者（以下、「新株予約権者」という。）は、当社の2021年6月期に係る有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成しない場合は、損益計算書とする。）における営業利益に本新株予約権に関連する株式報酬費用の金額を加算した金額（以下、「基準営業利益」という。国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。以下同じ。）、 <u>2022年3月期の連結損益計算書に</u>

	<p>る各金額以上となった場合、<u>当該各年度の有価証券報告書の提出日以降において行使可能な新株予約権の個数は、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ下記に定める割合までとし、行使する新株予約権の通算個数が以下に定める個数を超える場合又は基準営業利益が以下に定める水準に満たない場合には行使できないものとする。</u></p> <p>2021年6月期の基準営業利益が15億円以上の場合：割当個数の25%</p> <p>2022年6月期の基準営業利益が20億円以上の場合：割当個数の50%</p> <p>2023年6月期の基準営業利益が33億円以上の場合：割当個数の100%</p>	<p><u>における基準営業利益に2023年3月期の第1四半期報告書に記載される四半期連結損益計算書（四半期連結損益計算書を作成しない場合は、四半期損益計算書とする。以下同じ。）における基準営業利益を加算した額、及び2023年3月期の連結損益計算書における基準営業利益から2023年3月期の第1四半期の四半期連結損益計算書における基準営業利益を控除し、2024年3月期の第1四半期の四半期連結損益計算書における基準営業利益を加算した額</u>の水準が下記に掲げる各金額以上となった場合、<u>2021年6月期にかかる有価証券報告書、2023年3月期の第1四半期報告書又は2024年3月期の第1四半期報告書の提出日以降において行使可能な新株予約権の個数は、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ下記に定める割合までとし、行使する新株予約権の通算個数が以下に定める個数を超える場合又は基準営業利益が以下に定める水準に満たない場合には行使できないものとする。</u></p> <p>2021年6月期の基準営業利益が15億円以上の場合：割当個数の25%</p> <p>2022年3月期の基準営業利益に2023年3月期の第1四半期における基準営業利益を加算した額が20億円以上の場合：割当個数の50%</p> <p>2023年3月期の基準営業利益から2023年3月期の第1四半期における基準営業利益を控除し、2024年3月期の第1四半期における基準営業利益を加算した額が33億円以上の場合：割当個数の100%</p>
<p>株式会社ホープ 第10回新株予約権</p>	<p>⑥ 新株予約権の行使の条件 (ii) 上記(i)に関わらず、<u>2022年6月期から2025年6月期の各事業年度末のいずれかにおいて、連結貸借対照表（連結貸借対照表を作成していない場合は、貸借対照表）の純資産の額が50億円以上である場合に、当該事業年度に係る有価証券報告書提出日以降に行使することができる。</u></p>	<p>⑥ 新株予約権の行使の条件 (ii) 上記(i)に関わらず、<u>2023年3月期から2026年3月期の各事業年度の第1四半期末のいずれかにおいて、四半期連結貸借対照表（四半期連結貸借対照表を作成していない場合は、四半期貸借対照表）の純資産の額が50億円以上である場合に、当該第1四半期に係る四半期報告書提出日以降に行使することができる。</u></p>

4. 今後の見通し

本行使条件の変更は、決算期の変更に伴い、行使条件にかかる従来の判定期間や判定条件を維持するためのものであることから、「ストック・オプション等に関する会計基準（企業会計基準第8号）」第2項第15号における「条件変更」に該当しないため、本行使条件の変更が業績に与える影響はありません。

以 上